

改正後

ウ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからラまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからラまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(イ) 介護保健施設サービス費(i)

| | |
|--------|--------------|
| a 要介護1 | <u>714単位</u> |
| b 要介護2 | <u>759単位</u> |
| c 要介護3 | <u>821単位</u> |
| d 要介護4 | <u>874単位</u> |
| e 要介護5 | <u>925単位</u> |

(ニ) 介護保健施設サービス費(ii)

| | |
|--------|----------------|
| a 要介護1 | <u>756単位</u> |
| b 要介護2 | <u>828単位</u> |
| c 要介護3 | <u>890単位</u> |
| d 要介護4 | <u>946単位</u> |
| e 要介護5 | <u>1,003単位</u> |

(三) 介護保健施設サービス費(iii)

| | |
|--------|--------------|
| a 要介護1 | <u>788単位</u> |
| b 要介護2 | <u>836単位</u> |

改正前

0分の80に相当する単位数

ム 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからナまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからナまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

2 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費(I)

(イ) 介護保健施設サービス費(i)

| | |
|--------|--------------|
| a 要介護1 | <u>701単位</u> |
| b 要介護2 | <u>746単位</u> |
| c 要介護3 | <u>808単位</u> |
| d 要介護4 | <u>860単位</u> |
| e 要介護5 | <u>911単位</u> |

(ニ) 介護保健施設サービス費(ii)

| | |
|--------|--------------|
| a 要介護1 | <u>742単位</u> |
| b 要介護2 | <u>814単位</u> |
| c 要介護3 | <u>876単位</u> |
| d 要介護4 | <u>932単位</u> |
| e 要介護5 | <u>988単位</u> |

(三) 介護保健施設サービス費(iii)

| | |
|--------|--------------|
| a 要介護1 | <u>775単位</u> |
| b 要介護2 | <u>823単位</u> |

| | |
|----------------------|----------------|
| c 要介護3 | <u>898単位</u> |
| d 要介護4 | <u>949単位</u> |
| e 要介護5 | <u>1,003単位</u> |
| (四) 介護保健施設サービス費(iv) | |
| a 要介護1 | <u>836単位</u> |
| b 要介護2 | <u>910単位</u> |
| c 要介護3 | <u>974単位</u> |
| d 要介護4 | <u>1,030単位</u> |
| e 要介護5 | <u>1,085単位</u> |
| (2) 介護保健施設サービス費(II) | |
| (一) 介護保健施設サービス費(i) | |
| a 要介護1 | <u>739単位</u> |
| b 要介護2 | <u>822単位</u> |
| c 要介護3 | <u>935単位</u> |
| d 要介護4 | <u>1,013単位</u> |
| e 要介護5 | <u>1,087単位</u> |
| (二) 介護保健施設サービス費(ii) | |
| a 要介護1 | <u>818単位</u> |
| b 要介護2 | <u>900単位</u> |
| c 要介護3 | <u>1,016単位</u> |
| d 要介護4 | <u>1,091単位</u> |
| e 要介護5 | <u>1,165単位</u> |
| (3) 介護保健施設サービス費(III) | |
| (一) 介護保健施設サービス費(i) | |
| a 要介護1 | <u>739単位</u> |
| b 要介護2 | <u>816単位</u> |
| c 要介護3 | <u>909単位</u> |
| d 要介護4 | <u>986単位</u> |
| e 要介護5 | <u>1,060単位</u> |
| (二) 介護保健施設サービス費(ii) | |
| a 要介護1 | <u>818単位</u> |

| | |
|----------------------|----------------|
| c 要介護3 | <u>884単位</u> |
| d 要介護4 | <u>935単位</u> |
| e 要介護5 | <u>989単位</u> |
| (四) 介護保健施設サービス費(iv) | |
| a 要介護1 | <u>822単位</u> |
| b 要介護2 | <u>896単位</u> |
| c 要介護3 | <u>959単位</u> |
| d 要介護4 | <u>1,015単位</u> |
| e 要介護5 | <u>1,070単位</u> |
| (2) 介護保健施設サービス費(II) | |
| (一) 介護保健施設サービス費(i) | |
| a 要介護1 | <u>726単位</u> |
| b 要介護2 | <u>808単位</u> |
| c 要介護3 | <u>921単位</u> |
| d 要介護4 | <u>998単位</u> |
| e 要介護5 | <u>1,072単位</u> |
| (二) 介護保健施設サービス費(ii) | |
| a 要介護1 | <u>804単位</u> |
| b 要介護2 | <u>886単位</u> |
| c 要介護3 | <u>1,001単位</u> |
| d 要介護4 | <u>1,076単位</u> |
| e 要介護5 | <u>1,150単位</u> |
| (3) 介護保健施設サービス費(III) | |
| (一) 介護保健施設サービス費(i) | |
| a 要介護1 | <u>726単位</u> |
| b 要介護2 | <u>802単位</u> |
| c 要介護3 | <u>895単位</u> |
| d 要介護4 | <u>971単位</u> |
| e 要介護5 | <u>1,045単位</u> |
| (二) 介護保健施設サービス費(ii) | |
| a 要介護1 | <u>804単位</u> |

| | | |
|-----|-------------------------|----------------|
| b | 要介護 2 | <u>894単位</u> |
| c | 要介護 3 | <u>989単位</u> |
| d | 要介護 4 | <u>1,063単位</u> |
| e | 要介護 5 | <u>1,138単位</u> |
| (4) | 介護保健施設サービス費(Ⅳ) | |
| (一) | 介護保健施設サービス費(i) | |
| a | 要介護 1 | <u>700単位</u> |
| b | 要介護 2 | <u>744単位</u> |
| c | 要介護 3 | <u>805単位</u> |
| d | 要介護 4 | <u>856単位</u> |
| e | 要介護 5 | <u>907単位</u> |
| (二) | 介護保健施設サービス費(ii) | |
| a | 要介護 1 | <u>772単位</u> |
| b | 要介護 2 | <u>820単位</u> |
| c | 要介護 3 | <u>880単位</u> |
| d | 要介護 4 | <u>930単位</u> |
| e | 要介護 5 | <u>982単位</u> |
| ロ | ユニット型介護保健施設サービス費(1日につき) | |
| (1) | ユニット型介護保健施設サービス費(I) | |
| (一) | ユニット型介護保健施設サービス費(i) | |
| a | 要介護 1 | <u>796単位</u> |
| b | 要介護 2 | <u>841単位</u> |
| c | 要介護 3 | <u>903単位</u> |
| d | 要介護 4 | <u>956単位</u> |
| e | 要介護 5 | <u>1,009単位</u> |
| (二) | ユニット型介護保健施設サービス費(ii) | |
| a | 要介護 1 | <u>841単位</u> |
| b | 要介護 2 | <u>915単位</u> |
| c | 要介護 3 | <u>978単位</u> |
| d | 要介護 4 | <u>1,035単位</u> |
| e | 要介護 5 | <u>1,090単位</u> |

| | | |
|-----|-------------------------|----------------|
| b | 要介護 2 | <u>880単位</u> |
| c | 要介護 3 | <u>974単位</u> |
| d | 要介護 4 | <u>1,048単位</u> |
| e | 要介護 5 | <u>1,123単位</u> |
| (4) | 介護保健施設サービス費(Ⅳ) | |
| (一) | 介護保健施設サービス費(i) | |
| a | 要介護 1 | <u>687単位</u> |
| b | 要介護 2 | <u>731単位</u> |
| c | 要介護 3 | <u>792単位</u> |
| d | 要介護 4 | <u>843単位</u> |
| e | 要介護 5 | <u>893単位</u> |
| (二) | 介護保健施設サービス費(ii) | |
| a | 要介護 1 | <u>759単位</u> |
| b | 要介護 2 | <u>807単位</u> |
| c | 要介護 3 | <u>866単位</u> |
| d | 要介護 4 | <u>916単位</u> |
| e | 要介護 5 | <u>968単位</u> |
| ロ | ユニット型介護保健施設サービス費(1日につき) | |
| (1) | ユニット型介護保健施設サービス費(I) | |
| (一) | ユニット型介護保健施設サービス費(i) | |
| a | 要介護 1 | <u>781単位</u> |
| b | 要介護 2 | <u>826単位</u> |
| c | 要介護 3 | <u>888単位</u> |
| d | 要介護 4 | <u>941単位</u> |
| e | 要介護 5 | <u>993単位</u> |
| (二) | ユニット型介護保健施設サービス費(ii) | |
| a | 要介護 1 | <u>826単位</u> |
| b | 要介護 2 | <u>900単位</u> |
| c | 要介護 3 | <u>962単位</u> |
| d | 要介護 4 | <u>1,019単位</u> |
| e | 要介護 5 | <u>1,074単位</u> |

(三) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費(i)

| | |
|---------|----------------|
| a 要介護 1 | <u>796単位</u> |
| b 要介護 2 | <u>841単位</u> |
| c 要介護 3 | <u>903単位</u> |
| d 要介護 4 | <u>956単位</u> |
| e 要介護 5 | <u>1,009単位</u> |

(四) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費(ii)

| | |
|---------|----------------|
| a 要介護 1 | <u>841単位</u> |
| b 要介護 2 | <u>915単位</u> |
| c 要介護 3 | <u>978単位</u> |
| d 要介護 4 | <u>1,035単位</u> |
| e 要介護 5 | <u>1,090単位</u> |

(2) ユニット型介護保健施設サービス費(II)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費

| | |
|---------|----------------|
| a 要介護 1 | <u>904単位</u> |
| b 要介護 2 | <u>987単位</u> |
| c 要介護 3 | <u>1,100単位</u> |
| d 要介護 4 | <u>1,176単位</u> |
| e 要介護 5 | <u>1,252単位</u> |

(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費

| | |
|---------|----------------|
| a 要介護 1 | <u>904単位</u> |
| b 要介護 2 | <u>987単位</u> |
| c 要介護 3 | <u>1,100単位</u> |
| d 要介護 4 | <u>1,176単位</u> |
| e 要介護 5 | <u>1,252単位</u> |

(3) ユニット型介護保健施設サービス費(III)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費

| | |
|---------|----------------|
| a 要介護 1 | <u>904単位</u> |
| b 要介護 2 | <u>980単位</u> |
| c 要介護 3 | <u>1,074単位</u> |
| d 要介護 4 | <u>1,149単位</u> |

(三) ユニット型介護保健施設サービス費(III)

| | |
|---------|--------------|
| a 要介護 1 | <u>781単位</u> |
| b 要介護 2 | <u>826単位</u> |
| c 要介護 3 | <u>888単位</u> |
| d 要介護 4 | <u>941単位</u> |
| e 要介護 5 | <u>993単位</u> |

(四) ユニット型介護保健施設サービス費(IV)

| | |
|---------|----------------|
| a 要介護 1 | <u>826単位</u> |
| b 要介護 2 | <u>900単位</u> |
| c 要介護 3 | <u>962単位</u> |
| d 要介護 4 | <u>1,019単位</u> |
| e 要介護 5 | <u>1,074単位</u> |

(2) ユニット型介護保健施設サービス費(II)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)

| | |
|---------|----------------|
| a 要介護 1 | <u>889単位</u> |
| b 要介護 2 | <u>971単位</u> |
| c 要介護 3 | <u>1,084単位</u> |
| d 要介護 4 | <u>1,160単位</u> |
| e 要介護 5 | <u>1,235単位</u> |

(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ii)

| | |
|---------|----------------|
| a 要介護 1 | <u>889単位</u> |
| b 要介護 2 | <u>971単位</u> |
| c 要介護 3 | <u>1,084単位</u> |
| d 要介護 4 | <u>1,160単位</u> |
| e 要介護 5 | <u>1,235単位</u> |

(3) ユニット型介護保健施設サービス費(III)

(一) ユニット型介護保健施設サービス費(i)

| | |
|---------|----------------|
| a 要介護 1 | <u>889単位</u> |
| b 要介護 2 | <u>964単位</u> |
| c 要介護 3 | <u>1,058単位</u> |
| d 要介護 4 | <u>1,133単位</u> |

| | |
|--------------------------------|---------|
| e 要介護5 | 1,225単位 |
| (二) <u>経過的ユニット型介護保健施設サービス費</u> | |
| a 要介護1 | 904単位 |
| b 要介護2 | 980単位 |
| c 要介護3 | 1,074単位 |
| d 要介護4 | 1,149単位 |
| e 要介護5 | 1,225単位 |
| (4) <u>ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)</u> | |
| (一) <u>ユニット型介護保健施設サービス費</u> | |
| a 要介護1 | 779単位 |
| b 要介護2 | 825単位 |
| c 要介護3 | 885単位 |
| d 要介護4 | 937単位 |
| e 要介護5 | 988単位 |
| (二) <u>経過的ユニット型介護保健施設サービス費</u> | |
| a 要介護1 | 779単位 |
| b 要介護2 | 825単位 |
| c 要介護3 | 885単位 |
| d 要介護4 | 937単位 |
| e 要介護5 | 988単位 |

注1～3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

5 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

6～9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った

| | |
|---------------------------------|---------|
| e 要介護5 | 1,208単位 |
| (二) <u>ユニット型介護保健施設サービス費(ii)</u> | |
| a 要介護1 | 889単位 |
| b 要介護2 | 964単位 |
| c 要介護3 | 1,058単位 |
| d 要介護4 | 1,133単位 |
| e 要介護5 | 1,208単位 |
| (4) <u>ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)</u> | |
| (一) <u>ユニット型介護保健施設サービス費(i)</u> | |
| a 要介護1 | 764単位 |
| b 要介護2 | 810単位 |
| c 要介護3 | 870単位 |
| d 要介護4 | 922単位 |
| e 要介護5 | 972単位 |
| (二) <u>ユニット型介護保健施設サービス費(ii)</u> | |
| a 要介護1 | 764単位 |
| b 要介護2 | 810単位 |
| c 要介護3 | 870単位 |
| d 要介護4 | 922単位 |
| e 要介護5 | 972単位 |

注1～3 (略)

(新設)

(新設)

4～7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保健施設サービスを行った

場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、レを算定している場合は、算定しない。

11 (略)

12 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注11に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。

13・14 (略)

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ(1)及び(4)並びにロ(1)及び(4)について、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき820単位を、死亡日については1日につき1,650単位を死亡月に所定単位数に加算し、イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)について、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき1,700単位を死亡月に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

16～18 (略)

19 イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、注7、注8及び注18並びにニからへまで、チからヌまで、ヲ、ヨ及びツからホまでは算定しない。

ハ (略)

ニ 再入所時栄養連携加算

200単位

場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ツを算定している場合は、算定しない。

9 (略)

10 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注9に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。

11・12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ(1)及び(4)並びにロ(1)及び(4)について、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき820単位を、死亡日については1日につき1,650単位を死亡月に所定単位数に加算し、イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)について、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき850単位を、死亡日については1日につき1,700単位を死亡月に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

14～16 (略)

17 イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、注5、注6及び注16並びにニからへまで、チからヲまで、ヨ、レ及びナからムまでは算定しない。

ハ (略)

ニ 再入所時栄養連携加算

400単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5を算定している場合は、算定しない。

ホ (略)

へ 退所時等支援等加算

(1) 退所時等支援加算

(一)・(二) (略)

(三) 入退所前連携加算(I) 600単位

(四) 入退所前連携加算(II) 400単位

(2) (略)

注1・2 (略)

3 (1)の(三)については、次に掲げるいずれの基準にも適合する場合に、(1)の(四)については、ロに掲げる基準に適合する場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。ただし、(1)の(三)を算定している場合は、(1)の(四)は算定しない。

イ 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、トを算定していない場合は、算定しない。

ホ (略)

へ 退所時等支援等加算

(1) 退所時等支援加算

(一)・(二) (略)

(新設)

(三) 退所前連携加算 500単位

(2) (略)

注1・2 (略)

3 (1)の(三)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

(新設)

携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用方針を定めること。

ロ 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと。

4 (略)

(削る)

ト 栄養マネジメント強化加算 11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5を算定している場合は、算定しない。

(新設)

4 (略)

ト 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

チ 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定し

(削る)

チ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

リ 経口維持加算

(1) 経口維持加算(I)

400単位

(2) 経口維持加算(II)

100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食

ていない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

リ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

ヌ 経口維持加算

(1) 経口維持加算(I)

400単位

(2) 経口維持加算(II)

100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食

事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注5又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(削る)

(削る)

ヌ 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他

事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

ル 口腔衛生管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ヲ 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

の加算は算定しない。

(1) 口腔衛生管理加算(I)

90単位

(2) 口腔衛生管理加算(II)

110単位

(削る)

(削る)

(削る)

ル・ヲ (略)

ワ かかりつけ医連携薬剤調整加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。

(1) かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)

100単位

(2) かかりつけ医連携薬剤調整加算(II)

240単位

(3) かかりつけ医連携薬剤調整加算(III)

100単位

(削る)

(削る)

(削る)

(新設)

(新設)

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

ワ・カ (略)

ヨ かかりつけ医連携薬剤調整加算

125単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合する入所者に対し、介護保健施設サービスを行い、かつ、当該入所者に処方する内服薬の減少について、退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に報告し、その内容を診療録に記載した場合は、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

イ 6種類以上の内服薬が処方されており、当該処方の内容を介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、総合的に評価及び調整し、当該入所者に処方する内服薬を減少させることについて当該介護老人保健施設の医師と当該主治の医師が合意している者

ロ 当該合意された内容に基づき、介護老人保健施設の医師が、当該入所者に処方する内服薬について、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べ1種類以上減少させた者

ハ 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少している者

カ (略)

ヨ 所定疾患施設療養費 (1日につき)

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合 (肺炎の者又は尿路感染症の者に対しては診療に当たり検査を実施した場合に限る。) は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

(1)・(2) (略)

2 所定疾患施設療養費(I)は同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定し、所定疾患施設療養費(II)は同一の入所者について1月に1回、連続する10日を限度として算定する。

3 (略)

タ～ツ (略)

ネ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 33単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、リハビリテーションを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ナ ^{じょくそう}褥瘡マネジメント加算

注 イ(1)、ロ(1)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健

タ (略)

レ 所定疾患施設療養費 (1日につき)

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

(1)・(2) (略)

2 同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。

3 (略)

ソ～ナ (略)

(新設)

ラ ^{じょくそう}褥瘡マネジメント加算

10単位

注 イ(1)、ロ(1)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健

施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 褥瘡マネジメント加算(I) 3単位
- (2) 褥瘡マネジメント加算(II) 13単位

エ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 排せつ支援加算(I) 10単位
- (2) 排せつ支援加算(II) 15単位
- (3) 排せつ支援加算(III) 20単位

ム 自立支援促進加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ウ 科学的介護推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい

施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、3月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

ム 排せつ支援加算 100単位

注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、介護老人保健施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 科学的介護推進体制加算(I) 40単位

(2) 科学的介護推進体制加算(II) 60単位

㊦ 安全対策体制加算 20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

㊧ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I) 22単位

(2) サービス提供体制強化加算(II) 18単位

(3) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(削る)

㊨ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イから㊧までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

(新設)

㊩ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位

(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ 12単位

(3) サービス提供体制強化加算(II) 6単位

(4) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

㊪ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(I) イから㊩までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからノまでにより算定した
単位数の1000分の29に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからノまでにより算定した
単位数の1000分の16に相当する単位数
(削る)

(削る)

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからノまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからノまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1 593単位

ii 要介護2 685単位

iii 要介護3 889単位

iv 要介護4 974単位

v 要介護5 1,052単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからウまでにより算定した
単位数の1000分の29に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからウまでにより算定した
単位数の1000分の16に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからウまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）

(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)

a 療養型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護1 645単位

ii 要介護2 748単位

iii 要介護3 973単位

iv 要介護4 1,068単位

v 要介護5 1,154単位

b 療養型介護療養施設サービス費(ii)